

文部科学省通知により、不登校生徒が公的機関や民間施設（フリースクール等）において、相談・指導を受けている場合、相談・指導等を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができます。

現実にそのような生徒もおりますので、このような場合は、ぜひご相談ください。